

農業委員・農地利用最適化推進委員のための 千葉県遊休農地・荒廃農地(耕作放棄地) 対策マニュアル (改訂第4版)



令和7年2月
千葉県

はじめに

農地は農業的に利用することで、農産物の生産供給のほか、洪水防止などの多面機能の発揮や、心やすらぐ農村景観が創出されることとなりますが、農業者の急速な減少や高齢化などにより、営農が継続されない農地が増加し荒廃・遊休農地化すると、病虫害の発生や鳥獣被害を誘発するなど、周辺で耕作されている担い手農家の方に迷惑になるだけでなく、地域の担い手農家の方が農地の集積を進める際の妨げとなる場合があります。

このため、平成 28 年 4 月 1 日に、改正「農業委員会等に関する法律」が施行され、農地等の利用の最適化の推進に関する事務が新たに必須の事務となりました。これにより、遊休農地・荒廃農地の発生防止・解消についても、農業委員会としてこれまで以上に積極的に推進することが求められます。農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、農業委員会の業務が多岐にわたるため、ご苦労も多いかと思えます。

そこで、千葉県では、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様が遊休農地・荒廃農地対策の現場活動に活用できるよう「対策マニュアル」を作成しています。

本書により、遊休農地・荒廃農地及びその対策についての理解を深めていただき、農業委員会の活動の充実を図っていただければ幸いです。



目 次

I 農地の定義について	2
遊休農地のイメージ	4
農地に関する用語の注意点	6
II 遊休農地調査の進め方	7
1 調査対象となる農地	8
(1) 遊休農地等の区分について	8
(2) 遊休農地等の解消確認について	8
2 農地の利用状況調査と利用意向調査	10
(1) 「利用状況調査」とは	14
(2) 「利用意向調査」とは	15
(3) 利用意向どおりに対応しない場合の対応	16
(4) 所有者等不在の農地である場合の対応	17
III 遊休農地等への対策の進め方	21
ステップ1 再生と営農に向けた計画づくり	22
1 地区の遊休農地の状況を把握する	22
2 地区内で話し合いを行う	22
3 市町村の担当課と連携を図る	22
4 現地調査により再生利用する遊休農地を絞り込む	23
5 具体的な再生計画を立てる	25
ステップ2 再生作業の開始	26
1 再生作業や施設整備に伴う必要な手続きを事前に行う	26
2 営農開始できる農地にするために	27
3 補助金の活用	27
ステップ3 営農を開始する	30
IV 農地中間管理事業について	31
農地中間管理機構とは	31
農地中間管理事業のしくみ	31
事業活用のメリット	31
機構で借り受ける農地	32
機構で借り受ける農地の貸付先の選定方法	32
地権者と耕作者の役割	32
地域の話合いによる農地集積・集約化の促進	33
機構集積協力金	34
農地中間管理事業に関係する支援	35
V 遊休農地等対策関連の各種施策	36
VI 参考資料	36

問い合わせ先一覧

本マニュアルは、令和6年12月末時点の情報に基づいて作成したものです。
今後、関連する法令・制度等が変更された場合、内容が変更となる可能性があります
ので御注意ください。

I 農地の定義について

法令等により「遊休農地」や「荒廃農地」の他、「耕作放棄地」といった様々な用語で定義づけられています。ここでは、これらの用語の定義についてご紹介します。

農地法

農地

①（耕作の目的に供される土地）

2号遊休農地 （低利用の農地）

①
（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地）



②

【緑区分】草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能な農地



1号遊休農地

①
（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地）

=

荒廃程度により
細分化

軽度荒廃：緑区分

↑↓

中度荒廃：黄区分



②

【黄区分】基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地

非農地

再生利用が 困難な農地



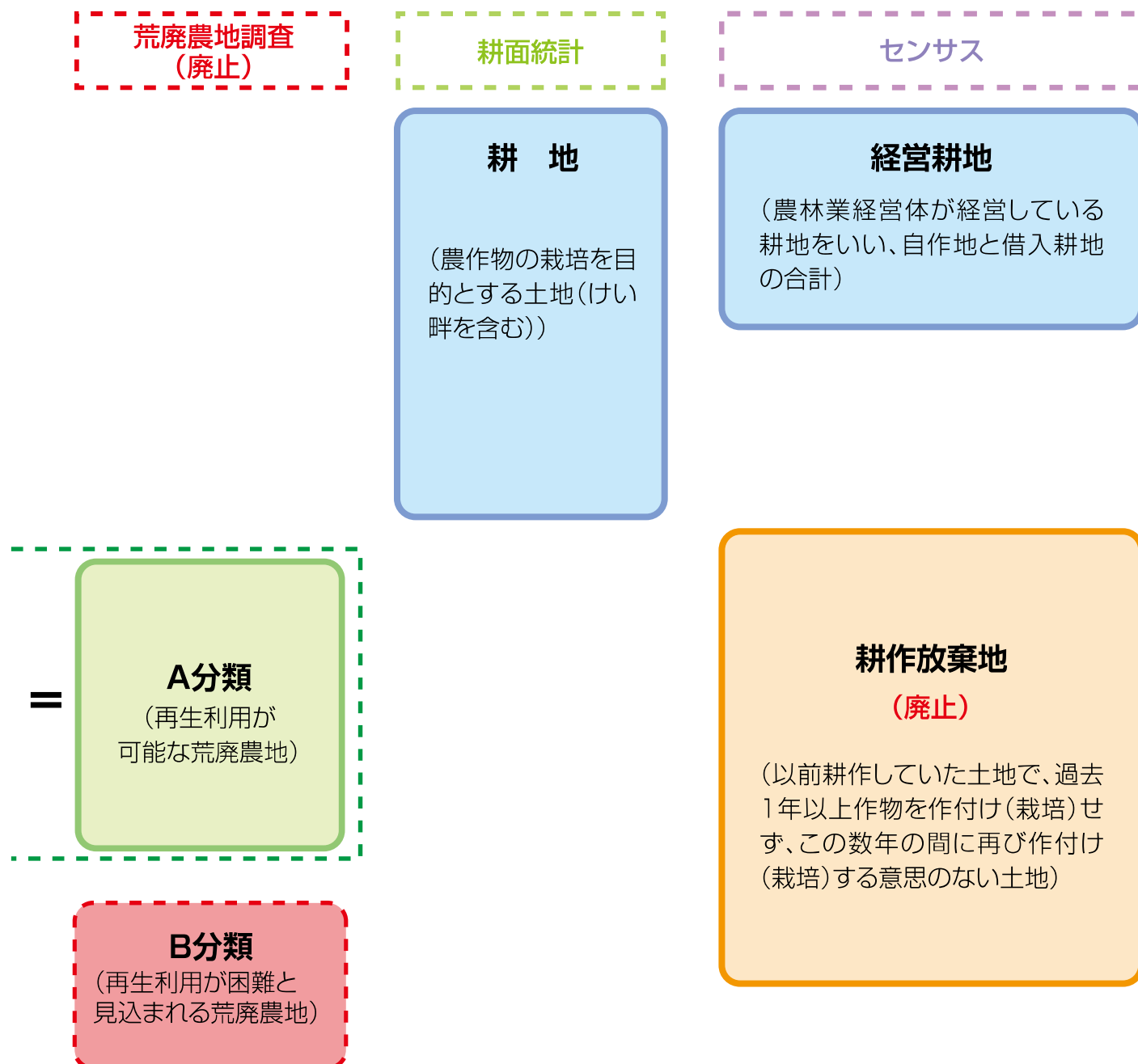
③

既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地

① 農地法

② 遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について

③ 農地法の運用について



注) 「農地法」に関するものは、「①から③(2ページの左下)」より引用
「荒廃農地調査」に関するものは、農林水産省の「荒廃農地調査」より引用
※「荒廃農地調査」は令和3年度に廃止された。
「耕面統計」に関するものは、農林水産省の「耕地及び作付面積統計」より引用
「センサス」に関するものは、農林水産省の「農林業センサス等に用いる用語の解説」より引用
※耕作放棄地面積については、「2020年農林業センサス」から調査項目が削除となっている。

遊休農地のイメージ

前のページで農地の定義を示しましたが、遊休農地について、写真を掲載しますので、農地法に基づく毎年一回の区域内にある農地の利用の状況についての調査(利用状況調査)の際の参考にしてください。

<2号遊休農地>

1号遊休農地ほどの荒廃はみられないが低利用^(注1)もしくは不作付け^(注2)のもののうち、保全管理を行わず、かつ、周囲の農地の状況と比較した際に農業上の利用の程度が低いもの。

注1) 作物が農地内でまばらに又は偏って栽培されており、栽培に必要な管理が適切に行われていない

注2) 多年生雑草の発生も少なく、トラクターや耕運機等を利用した通常の農作業で耕作が可能となる状況にあるもの



ほ場のごく一部でサツマイモを栽培しているが、著しく管理不良



イチジクが植栽されているが、著しく管理不良、摘果未実施



栽培、保全管理共に実施せず

<1号遊休農地>

過去1年以上作物の栽培が行われておらず、維持管理^(注3)が適切に行われていないもの。荒廃の程度により、以下のとおり区分する。

注3)今後の耕作に向けて草刈り、耕起等、農地を常に耕作し得る状態に保つ行為

<緑区分>

人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等(以下「草刈り等」という。)を行うことにより直ちに耕作することが可能となる農地



利用されておらず、荒廃度が低度（トラクター等で耕起すればすぐに利用可能）の農地



多年生雑草の繁茂、1m未満の低木が数本繁茂しているが、農業用機械や重機等を使えば利用可能となる農地

<黄区分>

草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業利用を図るための条件整備が必要となる農地



低木がまばらに存在し、荒廃度が中度（トラクター等のみですぐ耕起できない状態だが重機と併用なら利用可能）の農地



人の背丈以上に生育した雑木がある等、大規模な整備（重機等使用）により利用可能となる農地

<再生利用が困難な農地>

非農地相当のもの。



山林や原野化する等農地に復元することが困難である

農地に関する用語の注意点

1 耕作放棄地

「農林業センサス」（統計調査における区分）

5年に1回の調査で、農業者自ら調査票に記入し、回答。農林水産省大臣官房の所管。

※耕作放棄地面積については、「2020年農林業センサス」から調査項目が削除となっている。

2 遊休農地

「農地法」（法令に規定されている用語）

農業委員会が毎年1回の調査により、判定を実施。農林水産省経営局の所管。

3 荒廃農地

「荒廃農地調査要領」（調査要領における区分）

市町村及び農業委員会が毎年1回の調査により、判定を実施。農林水産省農村振興局の所管。

※令和3年度に遊休農地調査と統合し、荒廃農地調査は廃止された。

Ⅱ 遊休農地調査の進め方

1 調査対象となる農地

8ページ

- (1) 遊休農地等の区分について
- (2) 遊休農地等の解消確認について

2 農地の利用状況調査と利用意向調査

10ページ

- (1) 「利用状況調査」とは
- (2) 「利用意向調査」とは
- (3) 利用意向どおりに対応しない場合の対応
- (4) 所有者等不在の農地である場合の対応

Ⅱ



1 調査対象となる農地

(1) 遊休農地等の区分について

遊休農地の調査は、全農地に対して、農業委員会が毎年8月頃に実施することになっています。区分は以下のとおりです。

○2号遊休農地(低利用の農地)

その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

○1号遊休農地 緑区分

人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等(以下「草刈り等」という。)を行うことにより直ちに耕作することが可能となる農地

○1号遊休農地 黄区分

草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業利用を図るための条件整備が必要となる農地

○遊休化のおそれのある農地

今まで耕作していた者が死亡した場合や遠隔地に転居した場合等で、耕作者不在、不在となることが確実な農地

○再生利用が困難な農地

山林や原野化する等農地に復元することが困難である農地

※遊休農地等のイメージについては、「Ⅰ 農地の定義について」を参照してください。

(2) 遊休農地等の解消確認について

遊休農地の調査において、遊休農地と判定されたものが、解消された農地について確認し、その解消区分についても調査を行う必要があります。前年の現地調査から当該年の現地調査までの間に、解消された遊休農地等について区分の整理を行います。

解消等の区分については、以下の4つに分類を行います。

解消等の区分

① 営農再開

実際に営農が再開された農地及び、営農再開に向けた基盤整備等の実施後等の営農再開予定の農地です。保全管理を行った農地及び景観作物(コスモス等)の植栽等を行った農地を含みます。



② 農地中間管理機構への貸付け

③ 転用

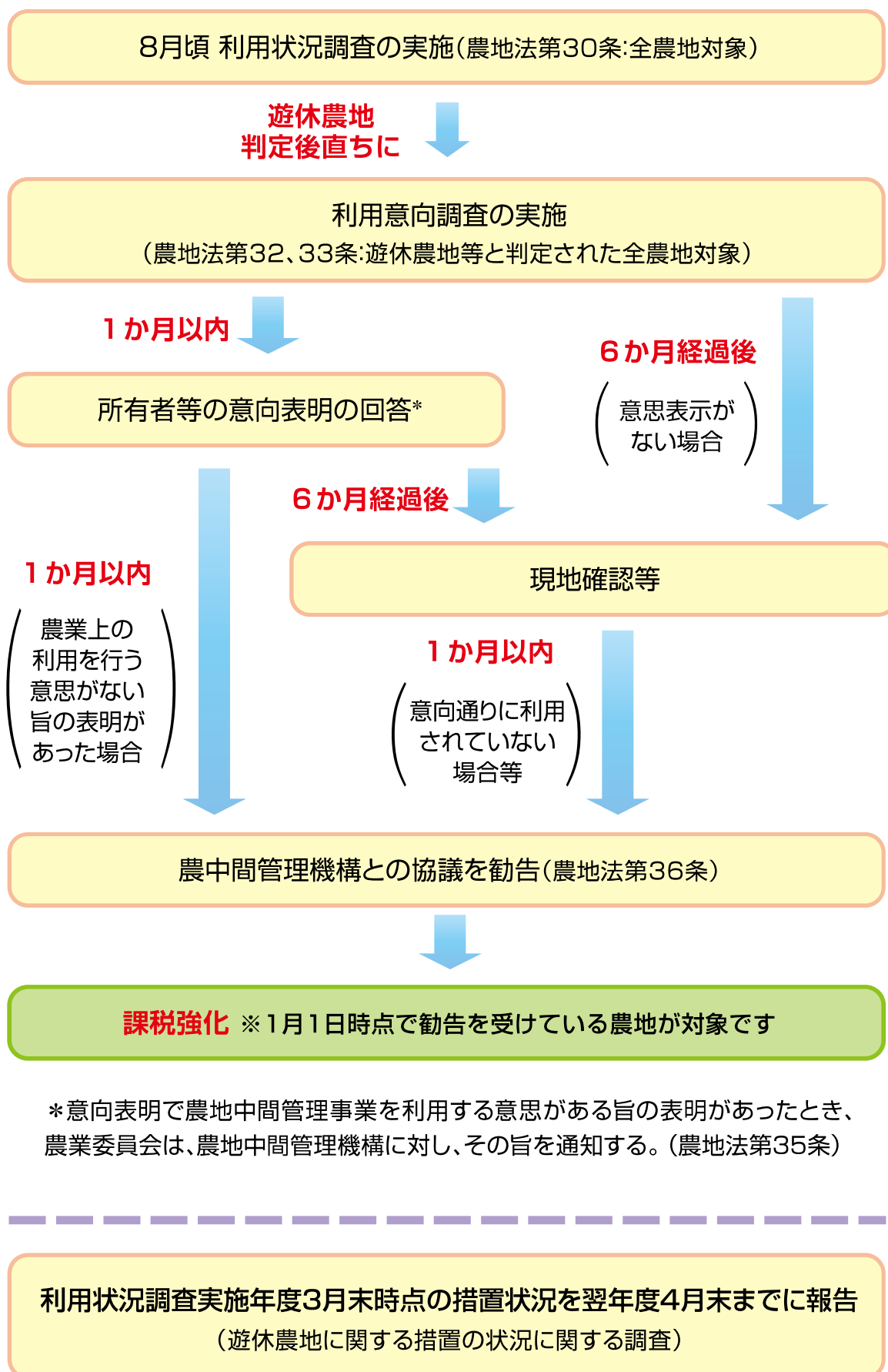
④ 非農地判断の結果、農地台帳から削除

2 農地の利用状況調査と利用意向調査

農業委員会は、農地法に基づき、毎年 1 回全農地の利用状況を調査し、「1 号遊休農地」、「2 号遊休農地」、「遊休化のおそれのある農地」を把握した場合には、その所有者等を対象に農地中間管理事業を利用するか、自ら耕作するか、等の意思を確認する「その農地の農業上の利用の意向についての調査(利用意向調査)」を行われなければいけません。

利用意向調査の対象となった農地については、最終的に固定資産税等の課税の強化が行われる場合があることから、遊休農地の判定については、適切に行う必要があります。

遊休農地に関する措置のスケジュール



遊休農地等に対する措置の概要

利用状況調査

全農地の利用状況を調査（2号遊休農地・1号遊休農地・遊休化のおそれのある農地・再生利用が困難な農地）

利用意向調査（2号遊休農地・1号遊休農地・遊休化のおそれのある農地）

農業委員会が農地所有者等に対して、

- ① 農地中間管理機構に農地を貸し付ける
- ② 自ら耕作する 等の意向を書面で確認

所有者等不在の農地
所有者等の所在が
分からない場合は、
その旨を農業委員会において
公示

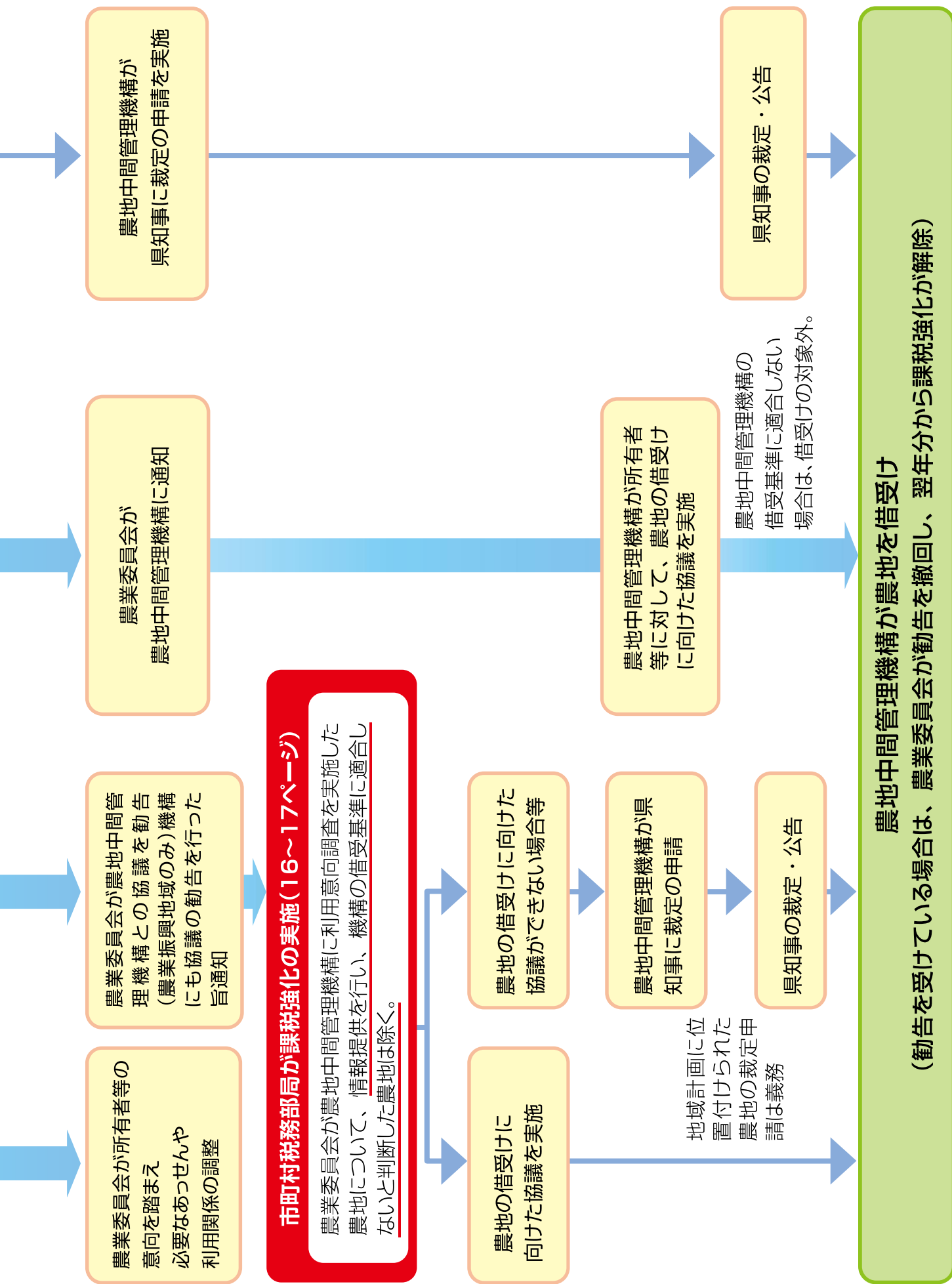
所有者等から
申出がない場合等

所有者等が
意向どおりに実施していない場合
意向の表明をしない場合 等
（翌年の利用状況調査を活用して確認）

所有者等が農地中間管理機構に
貸し付けを希望
（課税強化の対象外）

農業委員会が
農地中間管理機構に
通知

農地中間管理機構が
借受基準に適合しない
と判断した農地
（15ページ(1)のオのウ))



(1)「利用状況調査」とは

利用状況調査は、地域の農地利用の確認及び遊休農地の実態把握を行います。

ア 対象農地

農業委員会内のすべての農地を対象とします。災害や草木類の繁茂等により進入路が荒廃し、立入困難な農地は除きます。

イ 実施時期

農業委員会において、毎年8月頃に実施し、遊休農地判定後直ちに利用意向調査書を発出できるようにしておくことが必要です。

ウ 実施体制

地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局に加え、必要に応じて地域農業に精通した者、市町村職員、農業団体等の協力を得て実施します。

エ 事前準備

- ①2号遊休農地、1号遊休農地、遊休化のおそれのある農地及び再生利用が困難な農地の区分が記載されている写真や定義が記載されている資料
- ②昨年の調査結果を反映した地番入りの図面
- ③客観的な状況を記録するためのカメラ
- ④その他必要な事項を記録するための記録用の野帳

(記録用の野帳例)

- ・調査の判定結果を記載するための記録用紙
- ・前年分の利用意向調査の結果、その意向表明どおりに対応しているか記録するための用紙
- ・農地中間管理機構に情報提供する内容を記録するための資料 等

オ 実施内容

(ア) 図面等を利用しながら、農地一筆ごとに道路から目視で確認します。遊休化していると疑われる場合には、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、図面、記録用の野帳等に必要事項を記録します。

(イ) 前年に、利用意向調査を実施した農地については、意向どおり耕作が再開されているかどうかの確認も行います。